

株主各位

平成 28 年 10 月 7 日

宮城県仙台市
青葉区中央三丁目 3 番 20 号
株式会社 七十七銀行
取締役頭取 氏家 照彦

簡易株式交換公告

当行は、平成 28 年 9 月 23 日開催の取締役会において、平成 28 年 11 月 11 日を株式交換の効力発生日として、株式会社七十七カード（本店所在地：宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目 4 番 22 号）を当行の完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしましたので、公告いたします。

この株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに行いますので、この株式交換に反対の株主様は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、当行に対して、書面によりその旨をご通知ください。

以 上